

令和6年度医薬品等一斉監視指導結果（千葉県）

1 概要：薬局及び店舗販売業者等に対する医薬品等一斉監視指導は、毎年度、国から監視指導重点項目が示され、全国一斉に薬事監視等を実施するものである。

2 実施期間：令和6年7月1日から令和6年12月27日まで

3 実施結果：不適事項上位5項目のみ抜粋

（1）薬局（431店舗）における主な不適事項

調査項目	適	不適	非該当
【令和6年度 新規調査項目】 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト等を用いて、サイバーセキュリティの確保についての点検を行っているか。	296	130	5
薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	335	96	0
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	349	82	0
薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	402	29	0
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	401	29	0

（2）店舗販売業（296店舗）における主な不適事項

調査項目	適	不適	非該当
店舗等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	253	43	0
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	278	18	0
医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	282	14	0
薬局等構造設備規則に適合しているか（特に貯蔵設備を設ける区域型の区域から明確に区別されているどうか）。	285	11	0
濫用等の恐れのある医薬品の取扱いは適切か（販売時の確認、販売数量の制限等）。	280	11	5